

苫小牧市行政改革推進審議会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営を推進するため、市長の附属機関として、苫小牧市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の行政改革の推進について、市長の諮問に応じて調査審議すること。
 - (2) 本市の行政改革の進捗状況について調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、行政改革を推進するために市長が特に必要と認めること。
- 2 審議会は、行政改革を推進するための計画その他行政改革を推進するために必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第1条第4号中「男女平等参画審議会」の次に「、行政改革推進審議会」を加える。